

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十六日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

佐賀県公安委員会規則第五号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成十七年佐賀県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に規定する」を「の規定により」に改め、「次に掲げる」の下に「護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外の」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 警戒棒（その形状が円棒であつて、別表第一の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量であるものに限る。）
- 二 警戒じょう（その形状が円棒であつて、別表第二の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量であるものに限る。）

三 刺股

四 非金属製の楯

- 五 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第六条第二項及び第三項中「場合においては」を「場合は」に、「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第四項を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第六条関係）

長 さ		重 量
三〇センチメートルを超え四〇センチメートル以下		一六〇グラム以下
四〇センチメートルを超え五〇センチメートル以下		二二〇グラム以下
五〇センチメートルを超え六〇センチメートル以下		二八〇グラム以下
六〇センチメートルを超え七〇センチメートル以下		三四〇グラム以下
七〇センチメートルを超え八〇センチメートル以下		四〇〇グラム以下
八〇センチメートルを超え九〇センチメートル以下		四六〇グラム以下

別表第二（第六条関係）

長 さ		重 量
九〇センチメートルを超え一〇〇センチメートル以下		五一〇グラム以下
一〇〇センチメートルを超え一一〇センチメートル以下		五七〇グラム以下
一一〇センチメートルを超え一二〇センチメートル以下		六三〇グラム以下
一二〇センチメートルを超え一三〇センチメートル以下		六九〇グラム以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十七条第二項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒及び警戒じょう（この規則による改正後の警備業法施行細則（以下「新規則」という。）第六条第一項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して十年間は、新規則第六条第一項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれを携帯することができる。